# Applying IFRS

## 企業結合:
## 開示、のれん及び減損

2020 年 3 月

Building a better working world

# 目次


概要 2

主要な提案の要約 2

企業結合に関する開示の改善 2

のれん: 減損と償却 3

減損テストの簡素化 5

無形資産 7

次のステップ 8


## 重要ポイント

- IASB は 2020 年 3 月に、ディスカッション・ペーパー「企業結合：開示、のれん及び減損」を公表した。
- IASB は企業結合の事後的な成果に関する開示の改善を目指している。
- IASB は、のれんについて現行の減損のみのアプローチを維持することを提案しつつ、減損テストの適用に関する一定の簡素化を提案している。
- IASB は、のれんを含む資金生成単位（CGU）の減損テストは、減損のトリガーとなる事象（兆候）が存在する場合にのみ実施することとし、年次では行わないこと（毎年の年次減損テストの実施要求の削除）を提案している。
- ディスカッション・ペーパーのコメント募集期限は 2020 年 9 月 15 日である。

# 概要

国際会計基準審議会（以下、IASB 又は審議会）は、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー（PIR）で受領したフィードバックを踏まえ、IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」の改善の可能性を検討するための調査プロジェクトの開始を決定した。これに伴い、IASB は 2020 年 3 月に、ディスカッション・ペーパー「企業結合：開示、のれん及び減損」（以下、DP）を公表した。

合併や買収といった企業結合は、関与する企業にとって大規模な取引となることが多く、また、世界経済においても重要な役割を果たしている。企業結合の結果として生じるのれん残高もまた重要となっており、企業は毎年その残高が減損しているか否かを評価しなければならない。

財務諸表利用者は、IFRS で要求されている企業結合に関する開示は、取得された事業が取得後にどのような成果を上げているかを理解するのに十分な情報を提供していないと主張している。本調査プロジェクトでは、企業が受け入れ可能なコストで、被取得企業及び取得企業の取得後の業績に関してより適切かつ有用な情報を投資家に提供することができるかどうかを検討している。また、こういった情報は、ある企業を取得する経営者の意思決定に関し、投資家がより効果的に当該経営者に説明責任を求めるのにも役立つ。

また、一部の利害関係者は、のれんの減損は本来認識すべき時点で常に認識されているとは限らず、IAS 第 36 号に定められるのれんの減損テストは複雑でコストが高いと指摘している。このため、のれんの償却を再導入するべきかどうかを議論する利害関係者も存在する。さらに、利害関係者は一部の無形資産について、のれんと別個に認識及び測定することを困難と考えている。

本 DP は、これらの論点に関する IASB の予備的見解を説明している。本 DP のコメント募集期限は 2020 年 9 月 15 日である。IASB は寄せられたフィードバックを検討した上で、本プロジェクトを公開草案（ED）の段階に進めるどうかを決定する予定である。

# 主要な提案の要約

## 企業結合に関する開示の改善

IASB は、利害関係者は被取得企業が取得後にどのような成果を上げているかに関するより質の高い情報を求めていることを理解している。こうした情報は、経営者が取得に関する適切な意思決定を行ったかどうかを利害関係者が評価するのに役立つとともに、将来において追加で事業を取得する意思決定に関しても、経営者に説明責任を負わせることができる。 IFRS 第 3 号は現在、被取得企業の取得後の業績に関する情報の開示を要求していない。

したがって、IASB は予備的見解として、投資家が被取得企業に関するより多くの情報を入手し、また、被取得企業の取得後の業績をよりよく理解できるようにすることを提案している。IASB はまた、IFRS 第 3 号における既存の開示の一部を対象にした改善も提案している。

IASB は、投資家が取得に関して一定期間にわたる業績を評価するために、どのような指標の提供が役立つかを議論した。IASB は、投資家が要求するすべての情報を提供することができる単一の指標は存在しないと考えた。一方で、取得のコストは多くの場合、相対的に多額であり、したがって社内的にモニタリングされている。したがって、IASB は、経営者が取得に際して定めた目的に照らして当該取得を測定しモニタリングするために使用する内部情報を開示することを提案している。

IASB は IFRS 第 3 号の B64 項(d)を改訂し、取得の主な理由を開示する代わりに、取得を実施する戦略的な根拠及び取得に関する経営者（最高意思決定者（CODM））の目的を開示することを提案している。

IASB の予備的見解は、具体的には企業に以下の開示を求めるものである。

- 取得が行われた年度においては、経営者（CODM）が、企業結合がその目的を満たすかどうかを評価するために内部で取得後に使用する指標
- 企業結合の目的が想定どおりに達成されているかに関する上記指標を用いた説明（経営者(CODM)が当該企業結合をモニタリングする期間に限り）
- 経営者（CODM）が目的の達成度合をモニタリングしない場合には、その旨及びその理由
- 経営者（CODM）が、取得を行った年度の終了後満 2 年が経過する前に目的が達成されているかどうかに関するモニタリングを停止する場合、その旨及び理由
- 経営者（CODM）が、企業結合の目的の達成度合をモニタリングするために使用する指標を変更する場合、その旨、新しい指標及び理由

**弊社のコメント**

取得後すぐに被取得企業が取得企業の既存の営業活動に統合される場合には、企業結合がその目的に照らしてどの程度順調に成果を上げているかを追跡することは困難となる可能性がある。

## のれん：減損と償却

*減損テストをより効果的なものにすることは可能か？*

IFRS 第 3 号に対する適用後レビュー（PIR）のフィードバックにおいて、一部の利害関係者は、一般的にのれんの減損損失の認識は有用な情報を提供するものであるとコメントした。しかし、時として、そうした情報は適時に提供されないことがある。つまり、

減損損失につながった事象が発生してから実際に減損損失が認識されるまでのタイムラグが非常に長い傾向にある。減損テストはまた、実施が困難でコストが高いと考えられている。利害関係者は、IAS 第 36 号における減損テストは、企業結合が期待通りの成果をあげているかどうかを判定するうえで、より効果的に改善し得ると考えている。

IASB は、のれんを含む CGU の減損損失の認識に関して著しく効果的な減損テストを開発することはできないと考えており、コメント提供者からの提案を期待している。

IASB は、のれんの減損損失の認識が遅れる可能性のある 2 つの理由—①楽観的な経営者による見積りと②シールド効果（他の資産の含み益等によりのれんの減損が覆い隠される効果）—を検討し、現在の減損テストをより効果的に行うために、これらの問題を解消できないかを議論した。楽観的な経営者による見積りに関して IASB は、楽観的となるリスクは、のれんを含む資金生成単位（CGU）だけでなくすべての CGU の減損テストにおいても存在し、基準を改訂することでは解決されない適用上の問題であると結論付けた。

シールド効果の問題に関しては、CGU が減損されて間もない場合を除いて、CGU には通常、「ヘッドルーム」（CGU の回収可能金額が、認識されている資産の帳簿価額を上回る差額）が存在する。ヘッドルームは通常、内部創出のれんや未認識の資産など、貸借対照表に計上されない項目で構成される。ヘッドルームによりのれんの減損が覆い隠される可能性がある。なぜなら、のれんの価値が減少していたとしても、それらはすべて未認識のヘッドルームにより吸収され、減損損失は、ヘッドルームがゼロに減額された場合にのみ識別されるからである。

IASB は、減損テストがより効果的に実施されるように、減損テストのモデル構築に際してヘッドルームを考慮することができるか否かを検討した。検討の過程では、シールド効果を低減させる方法やのれんをより効果的に減損テストの対象とするやり方、及び取得したのれんの減損損失をより適時に認識することを企業に求めるための方法が議論された。しかしながら、IASB はその予備的見解として、のれんを含む CGU の減損損失の認識に関して、著しく効果的な減損テストを開発することは実行可能でないと判断し、どのようにしたらそれが可能になり得るかについて、コメント提供者からの提案を期待している。

*のれんの償却を再導入すべきか？*

IASB は、減損のみのモデルはより有用な情報を投資家に提供するものであり、また、減損テストは厳格かつ適用可能なものになりうるということを理由に、2004 年の IFRS 第 3 号の改訂時に、のれんに関して減損のみのモデルを適用する決定を行った。IFRS 第 3 号の PIR において一部の利害関係者は、のれんの償却を再導入する提案を行うことを検討するよう、IASB に要請した。そうした利害関係者は、償却を再導入することで、のれんの減損テストに係る（上述した）問題が緩和され、また、のれんがより広範な CGU の一部として減損評価されるのではなく、取得したのれん残高が直接評価の対象になると考えている。IASB は、減損のみのモデルを維持する意見と償却アプローチを再導入する意見の双方を検討したが、どちらのモデルにも問題点を識別した。2 つの見解をめぐり IASB メンバーの意見は割れたが、減損のみのアプローチを支持するメンバーがわずかに上回った。

IASB は、のれんの会計処理は意見の分かれる論点であること、どちらが最良のアプローチかについて「白紙の状態」からは議論を始めないことを明確にしている。むしろ IASB は、IFRS 第 3 号を改訂することを正当化する十分な情報が存在するか、及び改訂の便益が、それに伴うコスト及びのれんの会計処理を再度変更することから生じうる潜在的な混乱を上回るかどうかを評価することとした。

本 DP における IASB の予備的見解は、減損のみのモデルを維持するものであるが、IASB は、当該予備的見解を変更し償却アプローチ再導入の検討について自身を納得させるのに十分な証拠が存在するか否かを評価できるように、関係者から、実務的及び理論的観点からの新しい意見を期待すると述べている。

*のれんを除く資本合計の表示*

公開草案「一般的な表示及び開示」において、のれんを貸借対照表の独立した項目として表示することが提案されているが、IASB はのれんを除く資本合計を貸借対照表に表示することを企業に要求すべきかを検討した。貸借対照表の構造からそれを組み込んで表示することに課題が存在することから、IASB の予備的見解は、その純額の資本合計を貸借対照表の欄外で独立した金額として追加表示するものである。IASB はこれにより、のれん及び財務諸表における他の項目とのれんの関係について、より高い透明性がもたらされると考えている。

**弊社のコメント**

我々は、既存のヘッドルームのシールド効果に対処するために考え得る解決策は、より多くの複雑性を生じさせ、効果的ではない可能性が非常に高いとする IASB の予備的見解に同意する。

のれんの償却の再導入は長期間にわたり取り沙汰されており、IASB のこの論点に関する議論を歓迎する。のれんの償却が再導入されれば、減損テストのコストは大幅に減少するであろうが、それと同時にのれんの耐用年数の決定に再び主観が入り込むことになる。

## 減損テストの簡素化

*年次減損テストの免除*

一部の利害関係者は、減損テストは複雑でコスト及び時間がかかり、また減損の兆候の有無にかかわらず毎年実施しなければならないため、減損テストの実施は負担になると指摘している。さらに、のれん残高に関する減損を識別するのに現状の減損テストは効果的ではないと考えている。そうした利害関係者は、減損の兆候がある場合にのみ、のれんの減損テストが要求されるべきであると考えている。

IASB はこのフィードバックを検討し、年次の減損テストにかかるコスト及び複雑性を軽減させ、そして提供される情報を改善させる提案をしている。IASB はこの予備的見解に至るにあたり、年次の減損テストの免除によるコスト削減、そうした免除がテストの堅牢性に与える影響、さらには耐用年数を確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産にも同様の免除が適用されるべきかどうかなどを検討した。

IASB は、減損の兆候が存在しない場合でも、のれんの減損テストを毎年実施するという現行規定を削除することを提案している。

その結果 IASB は、減損の兆候が存在しない場合でも、のれんの減損テストを毎年実施するという現行規定を削除することを提案している。本提案は、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産にも適用される。IASB は、兆候に基づくアプローチを提案することになるため、IAS 第 36 号の第 12 項における兆候を見直し、更新する必要があるかどうかを評価することを予定している。

*使用価値—将来のリストラクチャリング又は資産の性能の拡張*

IAS 第 36 号は使用価値（VIU）を測定する場合に、キャッシュ・フロー予測は資産の現在の状態で見積らなければならないと規定している。IAS 第 36 号は、未だ確約していない将来のリストラクチャリングから生じると見込まれる将来キャッシュ・フロー（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、どのような場合に企業がリストラクチャリングを確約しているのかを明確にする指針を定めている）、もしくは資産の性能を改善又は拡張することとなるキャッシュ・アウトフローから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りを除外することを求める規定により、キャッシュ・フロー予測に制限を加えている。

経営者は通常、このようなキャッシュ・フローを除外するために財務予算及び予測を再編成しなければならず、その作業は必ずしも単純という訳にはいかないため、そのようなキャッシュ・フローの除外を要求する当該規定は、複雑でコストがかかると利害関係者は指摘している。

IASB はこの要請を検討し、予備的見解において、企業が資産及び（又は）CGU（のれんが含まれているか否かに関係なく）に関する VIU を測定する際に、IAS 第 36 号からキャッシュ・フローに課せられる当該制限を除外する提案をしている。

*使用価値—税引後キャッシュ・フローと税引後割引率*

企業は使用価値を測定する場合に、IAS 第 36 号に従って税引前キャッシュ・フローを見積もり、当該キャッシュ・フローを税引前の割引率を用いて割引くことが要求され、また、当該割引率を開示しなければならない。利害関係者は、こうした税引前の割引率の決定は複雑でコストがかかる、さらに当該割引率は理解が困難で観察可能でないため、有用な情報を提供しないとコメントしている。この背景として、資産の現在価値は税引後の測定値で理解されており、一般的に資産及びビジネスの評価は税引後ベースで行われていることが挙げられる。

IASB は予備的見解として、VIU を計算する場合に税引前キャッシュ・フローと税引前割引率の使用を明確に要求する現行規定を削除することを提案している。IASB は、キャッシュ・フロー及び割引率に関して首尾一貫した仮定の使用を企業に求めることに止め、割引率の開示を要求する規定は残すものの開示される割引率として税引前の割引率を要求する規定を削除することとした。本提案は、IAS 第 36 号の適用範囲内のすべての資産及び CGU に適用される。

**弊社のコメント**

のれんの減損に関する兆候アプローチにより、減損テスト実施に関するコストが軽減される。しかしながら、数年間兆候が存在しなかった後に減損の兆候が生じる場合には、企業にとって減損モデルを構築するのにより多くの時間と労力がその時点で必要になる可能性がある。
VIU に課せられる制限を除外することで、使用されるキャッシュ・フローが内部予測とより整合したものとなる。しかし、その適用において当該予測の厳格さが求められることになる。

税引後の割引率と税引後のキャッシュ・フローの使用が可能になれば、一般的なビジネス上の評価実務とより整合的になるが、繰延税金資産・負債と関連するキャッシュ・フローの相互関係については、引き続き実務において特に注意を払う必要がある。

## 無形資産

取得企業は IFRS 第 3 号 B31 項に基づき、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産をすべて認識することが要求されている。しかし、それが有用な情報を提供しているかどうかについて、長年にわたり議論されている。こうした処理により、取得した項目の全体像がより明確になり、将来のキャッシュ・フローについてより多くの情報が投資家に提供されると考える者もいれば、企業結合で取得したすべての無形資産を信頼性をもって測定することは難しく、全体のビジネスから分離することが困難な無形資産を償却することは、当該資産を維持する事後的なコストも費用として認識される場合に、費用の二重計上につながる可能性があると考える者もいる。

したがって IASB は、企業が企業結合で取得した識別可能な無形資産の一部、たとえば顧客関連資産、被取得企業の財務諸表では認識されていない無形資産をのれんに含めることを容認又は要求すべきかを検討した。IASB は、無形資産を識別し評価する必要性を減らすことによって、企業に生じるコストと複雑性を軽減させることを検討した。しかし IASB は、様々な要因を検討し、作成者、投資家及びその他の利害関係者の見解を考慮した結果、一定の識別可能な無形資産をのれんに含めることを容認又は要求する説得力のある証拠を見出すことができなかった。

したがって、IASB は予備的見解として、企業結合で取得した識別可能な無形資産に関する認識要件は変更すべきではないと提案している。

.

**弊社のコメント**

一部の無形資産を、のれんとは別に識別、認識、あるいは償却することが適切か否かは、のれんの償却及び減損テストの有効性の論点への対応策の内容と関係するであろう。

## 次のステップ

ディスカッション・ペーパーに対するコメントは、2020 年 9 月 15 日まで募集されている。利害関係者はこれを機に、特にのれんの償却の再導入に関して確固たる意見を有する場合には、IASB へのフィードバックの提供を是非検討されたい。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

## EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

## EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料は EYG No. 001540-20Gbl の翻訳版です。

shinnihon.or.jp